事 務 連 絡 平成26年3月31日

都道府県 各 指定都市 身体障害者保護費担当者 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室社会参加支援係

身体障害者保護費国庫負担(補助)金の交付要綱について

標記事務の執行におきましては、格別のご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日、別添のとおり「身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱」 (平成26年4月1日から適用)の改正に係る通知を発出いたしました。

つきましては、管内実施機関等に周知していただきますとともに、その事務 処理について遺漏のないようお取り計らい願います。ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合せください。

なお、平成19年2月23日付け障発第0223002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「点字図書館等事務費の運用について」の1(2)にて、「一般事務費は、人件費及び管理費に区分され、それぞれ次の経費を対象として費消されるものであること。従って、施設事務費の支弁に当たっては、この区分ごとの額を明らかにすること。」としていますので、管理費単価について別紙のとおりお知らせいたします。

また、別紙2として本負担(補助)金執行の事務の流れを添付いたしますので、よろしくお願いいたします。

(問合先)

社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室 社会参加支援係 石橋 TEL 03-5253-1111 (内線3076) FAX 03-3503-1237

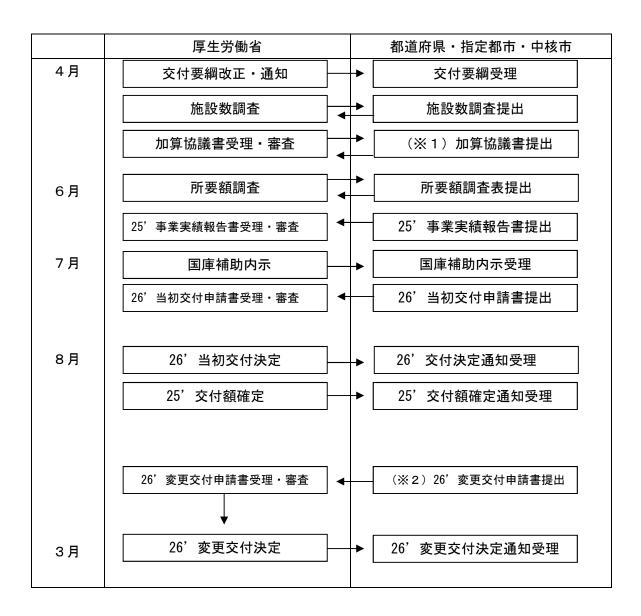
平成26年度 点字図書館等事務費の管理費単価について

(別紙1)

一般事務費 点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設

専任職員数	管理費単価	専任職員数	管理費単価
人	千円	人	千円
1	1,180	5	1,474
2	1,253		
3	1,327	6人以上	295
4	1,400	1人当たり	

身体障害者保護費国庫負担(補助)金に係る事務の流れ



なお、当スケジュールは現段階での年間予定を示したものであり、各種事務手続きによって、変更・修正もありうる。

- ※1 協議対象事業は、下記2つの事業。いずれの事業も、専任職員が5人以下の場合は、 身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱に定める専任職員数別の基準を適用して差し支えないので、協議の必要はない。(別途事務連絡において指示予定)
 - ① 点字図書館事務費 (職員加算分)
 - ② 聴覚障害者情報提供施設事務費 (職員加算分)
- ※2 今後交付要綱の改正があった場合のみ、変更交付申請が必要となる。(交付要綱を改正した場合は、別途事務連絡において指示予定)